

## 第 3 次丹波市人権施策基本方針の策定について

### 1 策定の趣旨

本市では、平成 18 年 10 月に人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

その後、「丹波市人権施策推進指針」、「丹波市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を順次策定し、人権施策に取り組んできましたが、人権施策の実効性を更に高めるため、平成 27 年 3 月にこれまで策定した方針等を再編し、「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

このような中、少子高齢化、情報化、国際化の進展に伴い、人権問題はますます多岐にわたり複雑化しています。

また、学校等におけるいじめ、性的少数者に対する偏見と差別、職場等におけるハラスメント、インターネットを悪用した差別的な書き込み等、新たな人権問題が生じています。

平成 28 年には、いわゆる「人権三法」と言われる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

さらに、平成 30 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」で明らかになった課題を施策に反映させるとともに、効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第 2 次丹波市人権施策基本方針」の改定を行うものです。

### 2 基本方針の性格

この基本方針は、市の最上位計画である丹波市総合計画につながる分野別計画の 1 つとして、市民一人ひとりが人権について理解を深め、多様性を認めながら共に生きる「共生社会」の実現をめざし、本市における人権施策を総合的に推進するため、施策の基本的な方向を示すものです。

### 3 基本方針の期間

基本方針の期間は定めませんが、人権を取り巻く国等の動向や社会環境の変化に伴い、基本方針を改定しなければならない事情が生じた場合は、「丹波市人権行政推進審議会」に諮問し、改定します。

### 4 策定スケジュール

別紙のとおり